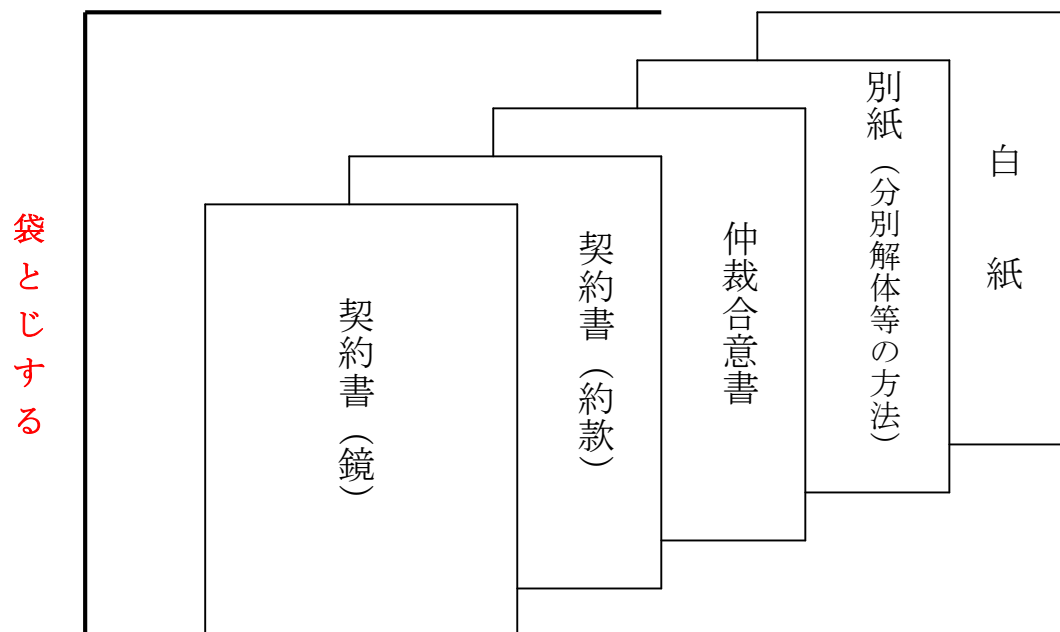


契約書の綴じ方

(建設リサイクル法対象工事の場合)

仲裁合意書以降に添付するリサイクル法関係様式(別紙)は、契約書作成前に必ず「説明書」を作成し、工事担当課に内容の確認をしてもらい、確認後の内容を該当する様式に転記し、その様式のみを添付して袋とじして表・裏に割印してください。



(建設リサイクル法対象外工事の場合)

仲裁合意書以降に添付するリサイクル法関係様式(別紙)は、添付せず袋とじして表・裏に割印してください。

